

国鉄施第145号  
平成25年1月25日

地方運輸局 鉄道部長 殿

鉄道局施設課長

### 鉄道トンネル内の化粧モルタルの緊急点検について

平成25年1月18日、東日本旅客鉄道株式会社上越新幹線大清水トンネルにおいて、化粧モルタルの剥落の事象が発生した。

今回剥落したものは、打継ぎ目における化粧モルタルであり、トンネルの構造本体の劣化により起きたものではないが、同じような化粧モルタルがトンネルの天井部に存在し、そこから落下した場合は安全上の問題を惹起することは否定できないものと考えている。

については、緊急点検を下記のとおり実施することとしたので、貴管内の鉄道事業者を指導されたい。

#### 記

##### 1. 点検対象

開業から20年以上を経過した新幹線のトンネルの天井部にあるモルタルにより補修等を行った箇所

##### 2. 点検方法

近接目視及び打音・触診等により損傷や異常の有無を確認

##### 3. 提出物

別途提示する報告様式に基づき提出。

##### 4. 点検対象の例外

1. の点検対象のうち、直近の全般検査において、2. の点検方法により点検を行っている箇所については、直近に実施した点検結果を報告すること。

##### 5. 報告期限

平成25年7月末

事務連絡  
平成25年1月25日

各地方運輸局 鉄道部  
技術（第一）課長 殿

鉄道局施設課課長補佐

鉄道構造物における剥落事象の報告について

平成25年1月18日、東日本旅客鉄道株式会社上越新幹線大清水トンネルにおいて、化粧モルタルの剥落の事象が発生した。

当該ケースは、法令に基づく報告義務はないが、構造物の老朽化の問題が笛子トンネル事故以降、安全上の重要な関心事となっていることから、十分かつ速やかに内容を把握しておく必要がある。

また、コンクリートの剥落に関し、これまでの点検方法の妥当性を検証する必要性からも、剥落事象に関する情報を把握しておく必要がある。

このため、トンネルや高架橋等からのコンクリート片等の剥落事象を確認した場合は、下記のとおり速やかに報告していただくよう貴管下の鉄軌道事業者を指導されたい。

記

1. 報告対象

トンネルや高架橋等からのコンクリート片等の剥離、落下（剥離した又は同時に落下したと推定されるコンクリート片等の重量の合計が概ね1kg以上となるもの。）

2. 剥離、落下した物体についての報告内容

発見した年月日、時刻、箇所、重量・寸法、推定される原因等

3. 報告を求める時期

- ① 今後発生した事案については、その都度速やかに報告
- ② 平成24年1月から本事務連絡の発出日までに発生した事案については、とりまとめの上、平成25年3月31日までに報告